

犬を飼うには
飼い主のマナーが大切です

狂犬病予防注射の接種をお忘れなく！



狂犬病は世界80カ国以上で発生し、年間5万人の人と十数万頭の動物が発病していると推測されています。

日本では1957（昭和32）年以降、狂犬病の発生はありませんが、昨年11月には渡航者が現地で犬にかまれ、帰国後に狂犬病を発症し、死亡したことが新聞やテレビで報道されました。

現在、海外からたくさんの犬や他の動物が輸入されており、国内でも狂犬病発症の危険性が無くなった訳ではありません。

狂犬病の予防は、確実に狂犬病予防注射を受けることです。生後91日以上の子犬には年1回の予防接種が法律で義務付けられています。

今年度、まだ狂犬病予防注射を接種していない方は、最寄りの動物病院で必ず受けてください。

【もしも犬にかまれたら】

犬の口内には多くの菌がいます。犬にかまれた人は、傷口を洗浄消毒して、医師の診療を受けてください。

1月から出産育児一時金の
受取代理制度を導入します

今まで、国民健康保険の出産育児一時金（35万円）は、

医療機関に出産費用を支払った後、被保険者の世帯主が市役所に申請してから支給されていましたが、この方法に加えて、平成19年1月1日から出産育児一時金の「受取代理制度」を導入することになりました。

この制度では、利用条件のすべてを満たせば、医療機関が世帯主に代わって出産育児一時金を受け取ることが可能

になり、医療機関等に支払う出産費用の資金繰りが容易となります。

■制度の利用条件

○1カ月以内に出産を控えている国保被保険者の世帯主で、出産育児一時金を受給予定の方。

○医療機関等が受取代理制度の利用を承諾し、出産費用の支払いを行っていない方。

○申請時点で国保税を完納している方。

■問合せ

○市庁舎本館国保医療課

国保係（内線2433）

○東予総合支所市民生活課

市民保険係（内線153）

○丹原総合支所市民生活課

市民保険係（内線208）

○小松総合支所市民生活課

市民保険係（内線135）

1月の市税ぐよみ

19日 固定資産税第4期分、

国民健康保険税第6期分の

督促状の発送

31日 市県民税第4期分、国

民健康保険税第7期分の納

期限

※督促状1通につき100円の督促料と延滞金をいただきます。

源泉所得税の徴収状況調
の提出をお忘れなく

給与所得などの源泉所得税について、平成18年分の徴収状況調（合計分）の提出期限は1月31日（水）です。

提出漏れがないように、お願いいたします。

■問合せ 伊予西条税務署法人課税部門

TEL 0897-5613293

公的年金等の確定申告
明会を開催します

公的年金受給者を対象に、確定申告書の作成方法などをアドバイスします。

■日時・場所 別表のとおり

■説明会で必要な書類

○確定申告書（ない場合は当日お渡しします）

○平成18年分の給与所得・公的年金等の源泉徴収票

※公的年金以外に収入のある方は、その所得の計算に必要な書類など。

○国民健康保険料などの支払金額が分かる書類

○国民年金保険料などの支払いを証明する書類

○生命保険料や損害保険料の

控除証明書

○医療費の領収書など、所得控除に必要な書類

○住宅借入金など、特別控除に必要な書類

○申告者名義の預貯金口座番号が分かるもの

○印章・筆記用具・電卓

※当日はかなりの混雑が予想されます。医療費控除の明細書や収支内訳書等は事前に作成してきてください。

また、自動車でのご来場は極力ご遠慮ください。

■問合せ 伊予西条税務署個人課税第一部門

TEL 0897-5613292

■確定申告説明会の日時・場所

地区	日	時	場 所
小松	2月5日(月)	9時～16時	小松総合支所 2階ホール
丹原	2月6日(火)	9時～16時	丹原福祉センター 2階大会議室
東予	2月7日(水)・8日(木)	9時～16時	東予総合支所 3階
西条	2月9日(金)・13日(火)・14日(水)	9時～16時	市庁舎別館 5階